

短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

1. 当施設が提供するサービスについての窓口

電 話 0297-70-2711 (午前9時～午後5時まで)

特別養護老人ホーム「さらの杜」 担当者

* ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2. 特別養護老人ホーム「さらの杜」の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム「さらの杜」
所在地	茨城県取手市下高井2148
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (事業所番号: 0871700100)

(2) 同施設の職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
管理者	1名	施設の統括業務等を行う。
生活指導員	1名	生活相談、処遇の企画や実施等
管理栄養士	1名	入所者の栄養・食生活の管理等
機能訓練指導員	1名	機能改善及び低下の防止の訓練等
看護職員	1名	入所者の保健衛生、看護業務等
介護職員	3名	日常生活全般にわたる介助業務等

(3) 同施設の設備の概要

定 員	10名		静 養 室	1室
居 室	個室	2室	医 務 室	1室
	4人室	2室	歯科診療室	1室
浴 室	一般浴槽、個人浴槽、 特殊浴槽 (機械浴槽)		看護・寮母室	1室
			食 堂	1室
			機能訓練室	1室
通常を送迎 の実施地域	取手市、守谷市、つくばみらい市			

3. サービス内容

① 食 事

栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適切な時間に適温の食事の提供及び食事介助を行います。

② 入浴

1週間に2回以上、一般浴槽、特殊浴槽により最適な方法をもって、入浴又は清拭を行います。

③ 介護

適切な方法により、排泄の自立に向けて必要な援助及び介護を行うとともに、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上のお世話を適切に行います。

④ 機能訓練

日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため、日常動作訓練を行います。

⑤ 生活相談

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握を行い、利用者又はその家族に対し、相談に応ずるとともに、必要な助言と指導又はその他必要な援助を行います。

⑥ 健康管理

利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のために体温、血圧及び脈拍等について適切な対応を行います。

⑦ 理美容サービス

⑧ 趣味活動等

利用者の生活機能の維持・改善のため、レクリエーション、グループワーク、趣味活動等の日常動作訓練を行います。

4. 利用料金

(1) 基本料金 (契約書別紙)

(2) その他の料金

- ① おむつ利用の場合：利用者の好みによる希望のおむつ代金は実費となります。
- ② 理美容費：別途利用者の負担となります。
- ③ 送迎費：実施地域以外からの送迎依頼の場合、別途料金となります。
- ④ その他
 - 上記の他趣味活動の費用、買物サービスの費用等は自己負担となります。
 - 日常生活費用支払代行については別途資料をご覧ください。

(3) キャンセル料

①入所日の前日午後5時までに連絡いただいた場合	無 料
②入所日の前日午後5時までに連絡いただかなかった場合	1日の利用料の50%

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

*以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- 利用者が中途退所を希望した場合
- 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

- 利用中に体調が悪くなった場合、短期入所生活介護等の継続が困難になったとき
- 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

利用月の翌月15日までに請求書を交付致しますので、翌月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払方法は、窓口現金払い、現金書留のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

- 電話等でお申し込みください。
- ご利用期間決定の後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。
 - * 居宅サービス計画を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① お客さまのご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護等をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し予約は無効となります。

- お客様が介護保険施設等に入所した場合
- お客様が亡くなられたときまたは被保険者資格を喪失したとき
- 要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ その他

お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、予約は無効となります。

6. 短期入所生活介護等サービスの特徴

(1) 運営方針

- ① 事業所の提供する短期入所生活介護等は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示を尊重し、これらの趣旨および内容に沿った運営方針とする。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
- ③ 利用者又は家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- ④ 事業所は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

- ⑤ 事業所は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行うものとする。
- ⑥ 居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護を提供する。
- ⑦ 本事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	○ ×	緊急やむを得ない場合、一時的に拘束する場合があります。
従業員への研修の実施	○ ×	
サービスマニュアルの作成	○ ×	
身体的拘束	○	
変更・追加の申し込み方法		
その他		

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- 面会 : 面会時間内は自由ですが、入口の面会簿に必ずご記入ください。時間外の面会は施設長に届け出て下さい。
- 外出、外泊 : 所定の手続きにより施設長に届け出て下さい。
- 飲酒、喫煙 : 施設内での飲酒は禁じます。
喫煙は、原則として禁煙です。喫煙する場合は、指定した場所をお願いいたします。
- 設備、器具の利用 : 施設長に届け出て下さい。
- 金銭、貴重品管理 : 施設長に申し出て下さい。
- 所持品の持ち込み : 職員にご相談下さい。
- 施設外での受診 : 診療室の医師の指示に従って下さい。
- 宗教活動 : 施設内での宗教活動は禁止いたします。
- その他

(4) 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な措置を講じます。

(5) ハラスメントの防止について

従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについての説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

(6) 感染症や災害への対応について

感染症や災害に備え、従業者に対し研修会や訓練を実施し、必要なマニュアルを整備します。

(7) 事業継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じます。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

【緊急連絡先】

氏名	(続柄)
住所	
電話	
氏名	(続柄)
住所	
電話	
氏名	(続柄)
住所	
電話	

8. 非常災害対策

- 防災時の対応：施設の防災、避難に関する計画を作成しております。
- 防災設備：全館・全室にスプリンクラーが設備されております。
- 防災訓練：6ヶ月に1回は避難、救出その他の必要な訓練を行います。
- 防災責任者：施設長 中野 千恵子

9. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所お客様相談、苦情担当

担当： 苦情相談窓口

電話： 0297-70-2711

受付時間： 毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9：00～17：00

②その他

当事業所以外に、区市町村の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

取手市役所 高齢福祉課	TEL 0297-74-2141
守谷市役所 介護福祉課	TEL 0297-45-1111
つくばみらい市役所 介護福祉課	TEL 0297-58-2111
茨城県国民健康保険団体連合会	TEL 029-301-1565

10. 事故発生時の対応方法

- ① 入所者に対する当施設のサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 入所者に対する当施設のサービスの提供により、損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ③ 前項の事故及び事故に際して採った処置を記録します。

11. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況について直近なし。

12. 当法人の概要

名称・法人種別	コウズカイ 社会福祉法人 香寿会
代表者役職・氏名	理事長 中野 護
本部所在地	茨城県取手市下高井2148
電話番号	0297-70-2711
定款の目的に定めた事業種別・名称	
(1) 介護老人保険施設	特別養護老人ホーム「さらの杜」
(2) 介護老人保険施設	特別養護老人ホーム「さらの杜」(ユニット型)
(3) 軽費老人ホーム	ケアハウス「さらの杜」
(4) 訪問介護	「さらの杜」指定訪問介護事業所(ホームヘルプステーション)
(5) 通所介護	「さらの杜」指定通所介護事業所(デイサービスセンター)
(6) 短期入所生活介護	特別養護老人ホーム「さらの杜」
(7) 居宅介護支援事業	「さらの杜」指定居宅介護支援事業所
(8) 配食サービス事業	取手市配食サービス
(9) 地域包括支援事業	地域包括支援センター「さらの杜」

13. その他

令和 年 月 日

短期入所生活介護等の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 茨城県取手市下高井2148
名称 特別養護老人ホーム「さらの杜」
管理者 施設長 中野 千恵子 印
説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護等についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所
氏名 印

(代理人)

住所
氏名 印